

令和4年度第1回埼玉県自立支援協議会議事録

1 会議の日時及び場所

- (1) 日時 令和5年1月18日(水)午後1時30分開会、3時10分閉会
- (2) 場所 Zoomによるリモート開催

2 出席者

(1) 委員

岩崎 香、登坂 英明、菊池 波江、佐藤 美樹子、亀岡 香緒里、
宮野 郁子、大野 操、岡部 浩之、児玉 洋子、小林 哲踐、
梅田 耕、大山 和俊
(欠席委員：上田 月子、古澤 潔)

(2) 事務局

障害者支援課

鈴木 淳子、飯塚 健人、渡辺 明、川田 明久、田中 まどか、
楡井 隆広、得丸 萌、小林 健太

障害者福祉推進課

関根 雄一、木村 牧子

3 議事

- (1) 医療的ケア児支援部会の設置について
- (2) 医療的ケア児等支援センターの開設について

4 報告

- (1) 日中サービス支援型共同生活援助のサービス実施状況報告・事業評価について
- (2) 障害福祉サービス職員ハラスメント対策推進事業の実施について

【岩崎会長】

それでは医療的ケア児支援部会の設置について事務局の方からご説明お願いいたします。

【事務局(障害者支援課)】

議事(1)について、事務局から説明。

【岩崎会長】

ご説明ありがとうございます。それでは、今のご説明に関しましてご質問ご意見等はございますか。

【大山委員】

大山と申します。よろしく申し上げます。

こういう部会を作る場合ですね、やはり人的資源とか労力それからお金もかかるのだらうと思います。

それを踏まえてですね、現時点での医療的ケア児が埼玉県に何人いるのか、或いはどんな実態なのか、現状、現時点で考えられる課題とか、ご紹介いただければと思います。

よろしく申し上げます。

【事務局(障害者支援課)】

ご説明させていただきます。

医療的ケア児につきましては、毎年、市町村に照会をし、医療的ケア児の人数などを把握しております。

令和4年4月1日時点で埼玉県内では702人、在宅の医療的ケア児がいらっしゃいます。

そして、医療的ケア児は、NICUなどを退院してから、在宅生活をするわけですが、地域によっては、必要なサービスを受けられないとか、保育園や学校に通いたいといった、お声を聞いております。

昨年度実態調査をしてそのような課題を把握しております。

出てきている課題を医療的ケア児支援部会でご報告し解決策など、議論していただき、県としての施策などにつなげていきたいと考えております。以上でございます。

【大山委員】

わかりました。ありがとうございました。

【岩崎会長】

よろしいでしょうかそれでは他に何かご意見ご質問等ありませんでしょうか。
梅田委員どうぞ。

【梅田委員】

ありがとうございます。埼玉県相談支援専門員協会の梅田と申します。

部会の構成員のところ、相談支援従事者が、この中に含まれているのかどうかということを確認したい。一つの意見としては、今後展開していく中で、医療とか、保健の重要性はもちろんですが、やはり今課題として出ていました、各地域での福祉の連携等が重要な中で、医療的ケア児コーディネーターの役割というのが、大きくなってくると思います。

その中で、今、医療的ケア児コーディネーターは相談支援の専門員が多く担っていることや、県の医療的ケア児等コーディネーター養成研修に、当協会が協力をさせていただいているというところもありますので、今後県の医療的ケア児の支援を考えていく中では、相談支援従事者というの、僕は必要不可欠なのではないかなと思っています。

ですので、もし、入っていないようでしたら、相談支援従事者も構成員に入れていただけるよう検討いただきたいと思います。以上です。

【岩崎会長】

はい。事務局の方はいかがでしょうか。

【事務局(障害者支援課)】

ご意見ありがとうございます。

相談支援事業所、或いは相談支援専門員等の相談事業に関わる方につきましては、部会の構成の中に、細かいところまでは書かせていただけていないのですが、障害福祉事業に従事するということで、埼玉県相談支援専門員協会様などにご相談させていただきながら、こういった方に委員になっていただければいいのかというところを、検討させていただきたいと思っております。また今後ともよろしく願いいたします。以上でございます。

【岩崎会長】

はい。梅田委員これでよろしいですか。

【梅田委員】

はい。ありがとうございます。

【岩崎会長】

はい。委員への打診はこれから具体的にはこれからということによろしいですかね。

【事務局(障害者支援課)】

はい。

【梅田委員】

はいありがとうございます。

【岩崎会長】

ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。

【宮野委員】

はい。今の点で、よろしいですか。

私は、埼玉県障害難病団体協議会というところに所属しており県の健康長寿課から、小児慢性特定疾患事業を受託し、年に4回医療的ケアが必要なお子さんを育てている親御さんなどに、セミナーをしております。今のお話を伺ったら、関係あるのではないかなと思ひまして、小児の難病のお子さんたち、いろんなご苦労がありますので、そういう話もぜひ取り上げていただきたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

【事務局(障害者支援課)】

はい。難病をお持ちの方で医療的ケアの必要な方たちがいらっしゃるということを私どもも承知しております。健康長寿課などとも連携しながら、医療的ケア児の支援部会につきましては、協力しながらやっていきたいと思っております。

【岩崎会長】

はい。他に何かご意見等ありませんでしょうか。

【登坂委員】

はい、埼玉県医師会の常任理事の登坂です。この度、委員させていただきましたよろしく願いいたします。

NICU を退院したようなお子さんも対象になるということなのですから、

この支援体制の中に、レスパイト入院が必要だというような時の、調整だとか、そういう支援とかっていうのも、入っているのでしょうか。

【事務局(障害者支援課)】

はい。あとで説明させていただく予定なのですがけれども、医療的ケア児支援センターが今後、医療的ケア児のご家族などの相談に対応させていただくことになっております。

そしてレスパイト入院につきましては、登坂委員がおっしゃられた調整というところは、おそらく疾病対策課がやっているレスパイト入院だと思います。そのところも状況を確認させていただきながら、連携できるかというところは、考えていきたいと思っております。以上でございます。

【岩崎会長】

はい。ありがとうございますこれ、議題ちょっと前後しますが今、皆さん、結構医療的ケア児のことに関心持ってらっしゃる方たくさんいらっしゃるようなので、もしよかったら報告(1)の医療的ケア児等支援センターの開設について、少し先に説明していただいてそれも合わせて何かまたご議論があったらお願いするっていうことでは、いかがでしょうか。

事務局それでよろしかったら、今のお話の流れで、センターについてご説明いただけますでしょうか。

【事務局(障害者支援課)】

はい。順番を変えるのは特に構いませんので。

【岩崎会長】

はい。それでは、すいませんご説明お願いします。

【事務局(障害者支援課)】

報告(1)について、事務局から説明。

【岩崎会長】

はい。ご説明ありがとうございます。

それでは、その医療的ケア児センターの開設のことも含めて、ご質問等ございましたら、ぜひよろしくお願ひいたします。いかがでしょうか。

【宮野委員】

よろしいでしょうか。宮野と申します。

【岩崎会長】

どうぞ。

【宮野委員】

こちら開設した時に、この周知をするにはどのようなことを考えてらっしゃいますか。こういうものがあるというのを当事者の人に届けないといけないですよ。それはどのようになさるのでしょうか。

【事務局(障害者支援課)】

はい、私どもの方で、近々記者発表させていただく予定でございます。

その他に市町村や事業所開設の周知をさせていただくほか、今後、医療的ケア児について県や、委託先のセンターの方で、ホームページなどアップしていく予定でございます。そういった形で周知をさせていただきたいと考えております。以上でございます。

【岩崎会長】

ほかにはご質問ご意見等いかがでしょうか。

【大野委員】

一つ、いいですか。埼玉県身体障害者施設協議会の大野です。

【岩崎会長】

はい。どうぞ。

【大野委員】

教えていただきたいのですが、このセンターが開設されてからの具体的なスケジュールと、この部会と、このセンターがどのように繋がっていくのかなというところを教えていただければと思います。

【岩崎会長】

はいよろしく申し上げます。

【事務局(障害者支援課)】

支援センターにつきましては、1月の下旬に開設し、今年度は相談支援を中心にさせていただきたいと考えております。

今年度、医療的ケア児の相談支援は、電話やメール等での対応を予定しており

ます。

そして、上がってきた内容について、こういった課題があるのか、その方策について、医療的ケア児支援部会で対応策などを検討していくことを考えております。可能であれば来年度、早い段階で、医療的ケア児支援部会を設置させていただくことを考えております。

【岩崎会長】

すいません。あと部会との関係性というふうなことで何かもう少しお話がございませうか。

【事務局(障害者支援課)】

部会との関係性につきましては、関係機関が集まって話し合う協議の場を設置することとなっております。

これまではこの本会議を医療的ケア児支援の協議の場として位置付けさせていただいていたところですが、医療的ケア児等支援センターが開設することに伴いまして、今まで潜在的に把握できなかった課題などが見えてくると思いますので、新たに部会を立ち上げ県全体の支援体制としてどうあるべきかを、委員の皆様や県関係各課と協議をしていくことを考えております。以上でございます。

【宮野委員】

すみません。宮野ですが、先ほどの周知の件で追加の意見を述べさせていただきたいのですが、先ほどご回答いただきました時に記者発表や、事業所へ周知や、ホームページに載せるっていうふうにおっしゃっていました。

それでそれに追加してやはり保健所とか、あと医療機関にもやはり積極的に周知をお願いしたいなと思います。例えば保健所でしたら、小児慢性特定疾患の受給者証などを更新したりするときにそういう方たちに、直接、郵送をしているわけですので、そういうところにも情報を入れたらよろしいのではないかと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

【事務局(障害者支援課)】

はい、ありがとうございます。周知は、市町村や事業者様のほかに、保健所や県の関係機関、市町村の障害福祉担当課だけでなく、保健センターなどのへの周知も考えております。

あと、先ほど登坂委員からご質問があった件で追加でご説明させていただきたいのですが、レスパイト入院の調整ですが、調整というのは、医療の担当課であったり、各医療機関の方が調整していく形だと思っております。そういう問

い合わせ等について、レスパイト入院をやっている医療機関の案内などをさせていただきたいと考えております。以上でございます。

【岩崎会長】

はい。ありがとうございます。私からちょっとお尋ねしたいと思うのですが、その先ほどお話に出てきているコーディネーターはこの新しく開設されるセンターの方には、どなたかいらっしゃるような形が想定されているのでしょうか。

【事務局(障害者支援課)】

はい。地域センターに、コーディネーターを配置しております。社会福祉士の方がコーディネーターとしてやっていただく予定でございます。その他に看護師や保育士の方にも従事していただきますが、医療的ケア児の支援の知見や経験なども十分備えている方だと認識しております。

県センターにつきましても、私どもの方でコーディネーターとしてやっていく予定でございますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

【岩崎会長】

はい。ありがとうございます。

ただこの地域センターは施設もお持ちのようですが、一時的にとかそういうふうなところまでの委託ではないということですかね。ご相談あくまでも相談機能ということでの委託ってことでしょうか。

【事務局(障害者支援課)】

はい、そうでございます。センターというと箱物というイメージがございませけれども、相談窓口の設置など、医療的ケア児の新たな相談や、体制を整えるためのセンターでございますので、医療的ケア児の受け入れをお願いしようというふうな委託ではございません。

【岩崎会長】

周知される時に注意されないと、その支援センターができたっていうのは、ちょっとお預かりいただけたりとかするのかなとか。実際、直接の支援も含めて、何かやっていただけののかなっていうふうに思われる方もいらっしゃるかもしれませんね。そこまで余計なお世話ですけど心配がありました。

【事務局(障害者支援課)】

はい、わかりましたありがとうございます。周知の方を考えさせていただきたいと思います。

【岩崎会長】

はい。ほかにはいかがでしょうか。何かご意見ご質問等がございますか。今度開設される部会にも、この支援センターと地域センターの方皆さん出席されるという、ことですよね。案でもそこになっていらっしゃるってことですよね。

【事務局(障害者支援課)】

はい。地域センターの方で相談業務を行いますからそちらの現状の把握はさせていただきます。その話など、構成員として入れていきたいと考えております。以上でございます。

【岩崎会長】

はい。それでは医療的ケア児のことは、この辺でよろしいのでしょうか。それとも他に何かこれをもう少しお聞きしたいとかっていうのがございましたらご遠慮なく。どうぞ児玉委員。

【児玉委員】

ありがとうございます。埼玉県精神障害者社会福祉事業所運営協議会、副会長の児玉と申しますよろしく申し上げます。

さっきのご質問の中で私もまだよくわかってないところがあって、基本的には、市町の相談支援体制がきちんとしていって、そこでちゃんと相談が受けられるような体制を整えていくことが、一番の役割だというふうに考えていいのかなと思うのですが、私もそれで広報にちょっと不安なのですが、直接的に個別支援とか家族支援で、直接相談がどのくらいの形で受けられるのか。或いは後方支援なのか、何かその辺りを、ある程度明確にさせていただいた方が、市町村がどこまで役割を担っていくかっていうことの検討がしやすいかなというふうに思いました。以上です。

【岩崎会長】

はい。ありがとうございます。そこら辺は事務局の方でいかがですか。その個別でも個別支援と書いてあるから、ある程度の個別的なご相談に応じていただけるのか、それともその市区町村の後方支援的なことの方がメインなのか、そこら辺はいかがでしょう。

【事務局(障害者支援課)】

はい、このセンターができた経緯といいますか、法律ができた経緯というのが、どこに相談したらいいかわからないなどといったところですので市町村などに

おいても、いろんな窓口があって、たらいまわしになったというところもあると聞いております。

市町村が、地域の医療的ケア児、障害児の方たちを支援するのが基本だと考えておりますので、私たちの役目としましては市町村の方で医療的ケア児の支援体制が整っているところは、特に支援する必要はないと思っております。

ただ、なかなか市町村の中においても、医療的ケア児の専門性支援の関係で、まだ経験不足の方や市町村もあると聞いておりますので、そういった市町村の医療的ケア児のご家族からの相談は後方支援という形ではなく、直接的に関わりながらまた、市町村と連携しながら対応していくことと考えております。

また、センターで直接、相談を受けた後、必ず市町村に繋いで市町村で体制を整えていくという形を考えております。

いずれにしろ最終的に市町村で医療的ケア児が地域で生活できるような体制を整えていくというところを目的としたセンターでございます。以上でございます。

【岩崎会長】

はい。ありがとうございます。それ、今のご説明で大丈夫でしょうか。

十分な相談支援体制がない市町村に関しては、このセンターは当面、窓口になれるとの了解でよろしいのですかね。

それで、市町村の相談機能が育ってくることを助けながら、市町村の方と連携しながらそちらに将来的には相談を受けられるような体制を整えていくというふうなことでよろしかったでしょうか。

【事務局(障害者支援課)】

はい。基本的にはそうでございます。

市町村で解決できる相談についてはもちろん、市町村に最初から担っていただくという形になりますので、あくまでその市町村の方で、どうやって対応したらいいかわからない困難事例など、あと専門的な知見が必要な相談について、お受けする予定でございます。

センターができたということで、地域というか医療的ケア児のご家族から問い合わせが入ると思いますので、そこについてはその内容によって、センターが引き受けていく内容なのか、市町村に情報提供でつないでいく内容なのかというところを、勘案しながら対応していく予定でございます。以上でございます。

【岩崎会長】

はい。ありがとうございます。この件についてほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうかね。

やはり立ち上げ当初、いろんなことが起こってきそうな感じですがけれども。でも、新たにセンターが開設されてその窓口が拡充されたというふうな意味では、周りの方も期待されているのかもしれませんが。いろんなご相談が舞い込んでくるかもしれません。

では次の議事に移らせていただいてもよろしいでしょうか。

それでは「日中サービス支援型共同生活援助サービス実施状況報告事業評価について」ということでよろしくお願いいたします。

【事務局(障害者支援課)】

議題(2)について、事務局から説明。

【岩崎会長】

はい。ご説明ありがとうございます。まだ数が少ない日中サービス支援型グループホームは、県内で指定を受けているところは何ヶ所ぐらいおありですか。

【事務局(障害者支援課)】

はい、法人としては12月31日現在になるのですが、16法人ですが指定を受けて86住居、定員として837人という状況でございます。グループホーム全体の約1割程度しかない状況です。以上です。

【岩崎会長】

はい。ありがとうございます。皆様の方からご質問ご意見等いかがでしょうか。どうぞ。

【梅田委員】

はい。川口市の方は、すでにこの自立支援協議会でこの報告を受けているのですけども、その中の項目として意見が出たところを、参考に発言します。

まず、報告項目の日中支援のところ、何のサービスを利用しているかというところがあったかと思うのですけども、どれくらいの日数を利用しているか入るといいかなというふうに思いました。というのも、日中活動に行っておられる方がいらっしゃると、それもそもそも日中支援が必要なんじゃないかというようなご意見が委員からありました。ただ、例えば精神科病院から退院された方の1週間毎日通所するのがなかなか難しく、週1回週2回の通所が適正だというケースがやはりある中で、普段の夜間、日中誰もいないホームでは、なかなか支えきれないという現状がある中で、とてもこの日中支援型のホームがよかったです。

それなのでその利用日数も把握できると、日中支援型の何かメリットという

かよさというのが伝わるのかなと思います。もう一つは、援護地ですね、県内各所からですねいろんなところから利用者が集まってきますので、援護地がどこなのかということも把握できると、県内の状況、利用状況把握にはいいのかなというふうに、川口市の中で、評価した中ではそんなことを実感として持っていますので、ぜひ内容のところでご検討いただければというふうに思います。以上です。

【事務局(障害者支援課)】

ありがとうございます。

【岩崎会長】

事務局どうぞ、すいません。

【事務局(障害者支援課)】

はい。貴重なご意見ありがとうございます。梅田委員のご提言に関しては様式の方に反映させるべく頑張ります。

【岩崎会長】

はい、他にはいかがでしょうか。岡部委員お願いします。

【岡部委員】

はい。埼玉県発達障害福祉協会の岡部と申します。今回からぜひよろしく願いたいと思います。

私は普段は秩父市というところで仕事をさせていただいておまして、また秩父市には日中サービス支援型の共同生活援助っていうのはないものですから、なかなかイメージがわからない所もあって、今、梅田さんからお話を聞いて、何となくちょっとイメージが聞こえてきたのですが、その上でちょっと質問させていただきたい部分と、ちょっと心配している部分があるので、発言させてください。

まずこの評価制度をはずごく大事だと思うのですが、まずこの市町村の自立支援協議会の委員自体も民間事業者の方たちが多く含まれると思うのですが、そこで、また民間の事業者が事業者を評価するっていうこと自体が、しっかりとできるのかどうかというところを、ちょっと心配しております。

そこに対してやはり正直な思いが吐露できないと、それは形骸化してしまう可能性があると思いますし、そしてまた、県や市町村からの、評価改善・要望等がしっかりと反映される仕組みという部分をしっかりとできるように、やはりチェックをしていく必要があるのかなと思っています。

それから、このような評価結果、改善要望を出すのと同時に、日中サービス支援型でも共同生活援助であれば、数年に1度の実地指導が入ると思うのですが、そちらの方との関連性・連動性っていうのは、どのようにお考えになっているのかも併せて教えていただきたいなと思いました。以上です。

【岩崎会長】

はい、いかがでしょうか。

【事務局(障害者支援課)】

はい。岡部委員ありがとうございます。確かにですね自立支援協議会という組織も合議制の組織ということもございましてなかなか評価のポイントとか、今はなかなかうまくとらえられないところもちょっと危惧されるのかなと思います。そこは市町村の担当課等と意見も当然その通知を出す中で、聞いていくことで少しでも実りのある議論ができる評価ができるような形で改良して参りたいと思います。

それから、実地指導に関しては監査の機能というのは私共とはまた別のところが担当していますので、そちらの方とも、連携して、日中サービス支援型として機能しているかのところも、監査の中で見ていくように連携して対応して参りたいと思います。以上です。

【岡部委員】

ありがとうございます。今事務局がおっしゃっていただいたように評価については市町村のご担当の方が覚悟を持って強いメッセージを発していただくことがやはり大事かなと思っておりますのでその辺の周知の方もぜひしっかりとっていただきたいなと思っております。ありがとうございました。以上です。

【岩崎会長】

はい。ありがとうございます。やはりあの狭い地域ですとどうしても利益相反の問題とか出てくるので、協議会の方に参画されている皆さんで、評価対象になるグループホームの、運営に関わってらっしゃる方がいる、いないとかそこら辺とかも、協議会さんの方で少し配慮していただく必要がありますよね。ありがとうございます。

それでは亀岡委員、よろしく申し上げます。

【亀岡委員】

はい。埼玉県自閉症協会の亀岡です。どうぞよろしく申し上げます。

今のちょっとに似ているような質問ですけれども、報告評価様式というのを

各事業所が記入したのを見て、市町村の自立支援協議会が評価するっていうことなので、何か書面上のものになってしまって、正しく状況を把握ができてい
るのかなっていう、心配があります。やはり、先ほどおっしゃったように実地指
導とか巡回訪問みたいなものとか、そういうものと合わせてやっていかないと
例えば虐待のこととか、正直にそんなに事業者さんの方で、そこに評価を書くつ
ていうことはあまり考えられないような気がするので、何か実際に見て、評価す
るっていうことをできたらいいと思います。

【岩崎会長】

はい。本日は事務局の方から何かコメントいかがでしょうか。

【事務局(障害者支援課)】

ありがとうございます。確かに実地に見るとか訪問して状況を確認するとい
うことは非常に大切なことであると私の方でも、感じているところでございま
す。

あとまた虐待に関しては市の方も認定の義務もあります。当然虐待の認定が
行われれば県としても事業所の処分というのを考えていかなければいけないと
いうことで、その辺り広く射程を拾うために、市町村と連携して、実りのある評
価制度にして参りたいと思いますので、ご協力をお願いします。ありがとうございます。

【岩崎会長】

はい。それではほかにはいかがでしょうか。

はい、どうぞ児玉委員。

【児玉委員】

私は上尾桶川伊奈の基幹相談支援センター勤務で、この基幹が、地域の自立支
援協議会の事務局を担っております。

この評価の話は、多分数年前から、県の自立支援協議会の中で議題にはなりつつ、
ちょっと進展がないといった状況で、県に何度かお問い合わせをさせていただ
きました。上尾桶川伊奈地域では、この日中サービス支援型の参画が増えてきて
いて、その中でいくつか、地域としての課題も見えてきました。ただ、指定権者
でない市町村が、そこを評価していくというのは難しいので、県からの指示を待
っていたのですが、できることをやろうということで、ちょうど明日、地域自立
支援協議会の中で、評価ではないのですが、運営状況を教えてくださいというこ
とで、第一弾を行います。できれば早急に検討し、決定をして欲しいと思
います。

その評価をするにあたって気になるのが、日中支援っていうふうに謳っているときに、どの程度の日中支援を行っているのか、そこをどう判断するのかというその仕様が、しっかりと示せていないと、難しいと思うので、一定程度この日中サービス支援型に機能というものをきちんと合わせて、こういうものをきちんとやっているかということ、ある程度示した形で評価ができるのではないかなと思うので、もう一度この書式の検討等を含めて、お願いしたいなと思います。以上です。

【岩崎会長】

はい。そのあたりを事務局の方ではいかがでしょうか。

【事務局(障害者支援課)】

はい。ありがとうございます。児玉委員からはお電話をいただいているいろいろ業況報告させていただいた経緯がございます。いろいろ事務が重なって遅れてしまったら申し訳なかったのですが、確かに地元の市にとって指定権者ではないってところがなかなか難しいとは思いますが、法改正で今度市の方も意見を出せるってというような形で、変更が予定されておりますので、そういった機能を使わせていただいて県の方の指定とかそういったことに、意見するということもできますので、そういったことを利用していただくなどによって、できるようになりますので、ご理解いただければと思います。

どの程度の日中支援を行っていくかということも先ほども何度かお話したのですけれども、要するに、夜間から日中にかけて1日中、ホームの中でしっかり入居者の方を支援していくのが、制度の目的がございますので、その制度の目的を、実効性のあるものにしていくために、私どもに努力して参ります。

上手く言えないところがございますが、頑張りますので、ご協力お願いします。ありがとうございます。

【岩崎会長】

よろしいでしょうか。それでは他には、この件について何かご意見おありの方いらっしゃいますか。よろしゅうございますか。

【事務局(障害者支援課)】

事前に、ご質問をちょっと受けていたことがありますので。よろしいでしょうか。

【岩崎会長】

はい。どうぞ。

【事務局(障害者支援課)】

はい。埼玉障害者協議会古澤委員からのご質問等がありましたので、これに対してお話をさせていただきます。

この日中サービス支援型グループホームの事業所概要で設置主体ですが、社会福祉法人、NPO部分と、そういう設置主体の種別が、ここ書かれておりますので、挙げさせていただきます。手元の資料があるのですがすぐに出ないのですが、社会福祉法人に関して私ども把握している中で16法人のうち、1法人になります。あと残りが一般社団法人とか有限会社といったそういった民間の一般法人になっております。

入居者の状況で入居者の方がどれぐらいいるかどうか年齢層はどうかということなんですが、申し訳ないのですが入居者の状況は把握しておりますので、ご了承ください。

1日中サービスをするということで、一般のその障害者入所施設と変わっていないのではないかなというお話がありましたが、グループホームというのは日中支援型に限らず、地域で障害のある方ない方に係わらず、共生して生活していくことができるというところが、グループホームの特徴でございますので、その点で入所施設と若干異なるのかなというふうに、理解しております。

それから私の方も先ほどグループホームの職員の育成、そういったことを制度の中の説明で申し上げさせていただいたのですが、研修を行っているかというところについては、今年度から、今、ちょうど、発達障害福祉協会の皆様のご協力を得て、グループホームの職員の方に研修事業を今進めているところでございまして、基礎研修という形で、権利擁護のこととか支援事例を通してわかりやすい研修事業を行っていただいて実りのある研修になっております。

それから県の方でも虐待防止の研修、身体拘束の研修っていうのは、直接こちらで担当して行っておりますので、そういった研修を通じて職員の育成を図ってよりよい支援につなげて参りたいというふうに考えてみます。以上でございます。ありがとうございます。

【岩崎会長】

はい。ありがとうございます。今日ご欠席されている古澤委員のご質問を預かったことでよろしいのですよね。

【事務局(障害者支援課)】

はい。その通りです。

【岩崎会長】

はい。かなり核心に迫るご質問だったと思うのですが、県の方で答えられる範囲でお答えいただいたということでありがとうございます。他には何かご質問等がございますか。一旦よろしゅうございますか。

それでは以上で議事内容を終了いたしまして、次に、報告に移らせていただきます。

報告の1番目の医療的ケア児等支援センターのお話は先ほどいただきましたので、2番目の障害福祉サービス職員ハラスメント対策推進事業の実施についてというようなことで、事務局の方からご説明をお願いいたします。

【事務局(障害者支援課)】

報告(2)障害福祉サービス職員ハラスメント対策推進事業の実施について、事務局より説明。

【岩崎会長】

はい。ありがとうございます。ではこちらの方の事業に関しての質問ご意見いかがでしょうか。大山委員、どうぞ。

【大山委員】

はい。ハラスメントにつきましてちょっと実態がよくわかりませんので、現在の状況をお伺いしたいのと、それからやはり、第一線で仕事をやられている方はいろんなつらい思いをされていると思うのですが、その時にどういう対処をする、すればいいとか、そういう研修をされているのかどうか、その辺をお伺いしたいと思います。

【岩崎会長】

はい。それでは事務局の方からよろしくをお願いいたします。

【事務局(障害者支援課)】

はい。ご質問に対するお答えでございますけれども、こちらの方の事業は今年度の例のふじみ野市の立てこもりの件がございましたことから、発足させていただいている事業でございます。なかなか県の方としても、そういったハラスメントに限った実地の研修は、私の知る限り、あまり実施の方はしていないかと思っておりますので、今後、ハラスメントの相談窓口等で、知見等も集まるかと思っておりますのでそういった対処にかかる、知見ですとか、そういった情報を横展開していくような形で、何がしか周知をしていけたらと思っております。

【事務局(障害者支援課)】

なお、オンラインの形ではございますけれども、先達て、保健医療部の方の主催でございます、こちらの4-2の方の資料でございます、(株)ウィ・キャンの社長が講師になっていただいて、オンラインという形の研修は、一度実施させていただきます。

【岩崎会長】

はい。ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。はい岡部委員どうぞ。

【岡部委員】

はい。すいませんちょっと無知なものですからもう一度教えていただきたいのですが、資料4-1の①の事業者への複数訪問費用補助の実施しているケースですが、具体的には、ハラスメントが疑われるようなケースのお宅に1人で行くのは危険だから、あえてもう1人、もう2人を派遣したときの、算定補助ってことなのですか。それとも家族から、本来2人支援が必要なものだけれどそういったものに対して、1人以上は払わないよっていう理解が得られないところに対して、何か補助してもらいたいな、ちょっと内容がわかりづらかったので、イメージをちょっと共有させてもらいたいのですが、よろしいでしょうか。

【事務局(障害者支援課)】

おっしゃっていただいた後段の方になるかと思うのですが、本来の利用者の方から、複数の方で訪問をするということで同意をいただければ、その分について、法定の報酬で算定がいただけるはずなのですが、なかなかそういったハラスメント的なことをされる方におかれましては、そういった、複数で訪問をしてもいいよという同意が得られるのがなかなか難しいということで、想定しておりますので、そういった場合に、県の単独事業ということで、90%まで、補助をするということでございます。

【岡部委員】

あくまでもハラスメントが疑われるケースみたいなのところですか。

【事務局(障害者支援課)】

そうです。実際のやり方といたしましては事前にこういう事案がありますということで一旦事前の協議というふうにしていただいた後に、交付の申請という形のちょっと二段階の手続きをとらせていただいておりますので、少し事業をご利用いただく際には事前によろしければご相談いただければと思っております。

ます。

【岡部委員】

例えばその場合はもう利用者の同意とかその以前の問題で、ヘルパーさんとかそのスタッフの安全を担保するためにもこちらから一方的に県との協議が必要なのでは、複数を派遣してしまうよって感じですか、その利用者さんにしてみるとなんで 2 人来たのだろうというような、みたいなケースが結構あると思うのですけれども。そんなことお構いなしとしてもうスタッフの安全を第 1 に考えた、そういう施策みたいな感じでとらえていけばいいと思いますか。ちょっと違いますか。

【事務局(障害者支援課)】

本来、介護にしろ、障害福祉にしても本人の本人に複数で訪問したいのだよということで、ご説明いただいて、その同意をいただいた上で、複数名で訪問するというのが、本筋だと思うのですけども、なかなかそういうそういったことができないという状況下にあって、県の方で補助させていただくという形になるかと思っておりますので、ひとまずは利用者の方に複数で訪問したいということで、ご説明いただいて、同意がとれるかどうかをひとまず確認していただくという作業が一旦発生してくるという認識をしておりますので、どうぞよろしく願いできればと思います。

【岡部委員】

わかりましたありがとうございます。もう 1 点だけ、この制度が実施された例っていうのはおありですか。

【事務局(障害者支援課)】

まだ今のところお申込みいただいた事例は、ございません。

【岡部委員】

そうですか。わかりましたありがとうございます。

【岩崎会長】

はい。それでは、ほかにはいかがでしょうか。ご質問ご意見等はございますか。これは県独自のでも単独の事業というふうなことなのですよ。

【事務局(障害者支援課)】

はい。県の独自事業でございまして、今回政令市ですとか中核市の方も、事業所が県内にあれば対象としております。

【岩崎会長】

県内の全域を対象として、訪問系福祉サービスに対してですね。国の話でいうと、やはりその障害者総合福祉推進事業の方で昨年度からの障害福祉サービスの職員のハラスメント対策みたいなことが立ち上がっていて、私も今年度の推進事業は、研究協力させていただいたりとかしております。その中には、その施設の職員さんへの研修であるとかいろんな、研修プログラムみたいなのも立案する内容が含まれているので、多分、次年度あたり、個別訪問系サービスとか、そういうことに限定したわけではなくて国の方から、そういうものもまた降りてくると思います。その際、こういった県の方でやってらっしゃる実際に算定できないときの補償とかそういう話では今のところ私は聞いてないのですが、一応、ハラスメントというふうなことにやっぱり注目が集まっていてそれを生かさなければいけないっていうのは、そんな動きがあるのかなと思うのですが。

そういうことも含めて何か皆さんの方からもご発言ございましたら、いかがでしょうか。どなたか今挙げてくださいました。はい児玉委員どうぞはい。

【児玉委員】

はい、すいません。私もちょっとよく、これ理解していないので。でもせっかく予算があるので何か使えたらいいかなと思うのですが。

そもそもその同意をえられないとなかなか訪問に入れられないのかなっていう気がするところに想像が追いついていかないのだからっていうふうに、聞かせていただいたので、どうしたら、この事業、この補助がちゃんと活用ができるのかっていうことを、もう少し具体的に周知していただけるといいかなっていうふうに思いました。以上です。

【岩崎会長】

はい。例えばこういう事例を想定しているということを先ほども少しお話をいただいたかと思うのですが、事務局の方で何かを、例みたいなことがございましたら、ご議論いただけたらありがたいと思いますけど。

【事務局(障害者支援課)】

はい。今まではですね、こういった形でご利用者の同意がえられないようなときにはいわゆる、その事業所の方は、いわゆる自腹で、ご訪問いただいたかと思

うのですけれども、そちらの自腹の部分をどうしても事業者さんの負担になってしまうのは心苦しいものですから、県の方で 90%までは補助させていただくということでございまして、どれぐらいの割合で事業者の方が自腹で訪問していたのか、手元に資料がないのですけども、そちらの方を補助させていただくという趣旨の方でございます。

【岩崎会長】

よろしいでしょうか。これまではサービス契約に基づいて訪問させていただいていたけれども、何らかの理由で状況が変わって、賛同が同意が得られないとか或いは複数で行かざるをえない部分についての変えられないところがある事例ということでしょうか。

【事務局(障害者支援課)】

はい。その複数名で訪問したときに当然 1 人分は、サービスの報酬になってくるかと思うのですけども、同意がなければその複数名 2 人分の報酬につきましては、県の方で補助をさせていただくという形になるかと思えます。

【岩崎会長】

はい、ということだそうですね。やっぱりもうちょっとその事例が積み上がった段階とかでこの事業の活用も進んでいく感じでしょうかね。この事業があるってということが周知されないと確かに活用もできませんけど。

【事務局(障害者支援課)】

発言よろしいですか。すいません。

この件なのですけれども、これは元々の発端が医療の方の問題が結構多くございまして、例えば生命の危険上、例えば訪問看護ですとか、例えばもうひとり暮らしの方で、ヘルパーさんが入らないと生活が続けられないという事例です。障害の方もそういう方いらっしゃると思うのですが、そういう方で例えば、セクシャルハラスメントなんかがあるけれども、訪問をやめるにやめられないというような事例が想定がございまして、そういう場合には、複数の訪問に切り換えたいのだけれどもやはり利用者負担が、介護だと例えば 2 人分の 1 割しなければいけないのでご同意がられないという話が背景にございまして、それを同じような訪問系の例えばサービスを中心にハラスメントが多いので、障害のサービスについても同じ枠組みで設計したという背景があるので、もしかすると障害のことだけで議論していると、事例がわかりにくいところがあるのかなというふうに思います。

実際にはそういう背景があって始まっているので障害の方だとそういうこと

ってというのは、どちらかというとその医療系よりは少ないかもしれませんが、そういう想定での設計なので、もともと利用している方が、どうしても複数に同意されないことを対応したいというニーズが、一番でございました。

ただいろんな事例があると思うので運用においては応用が利く制度かなと考えております。以上でございます。

【岩崎会長】

ご説明ありがとうございます。皆さんからいかがですか。

私が精神で何か想定するとやっぱり、ちょっと精神的に状態がよくない状況になって、その何らかのハラスメントが起きうるかもしれないっていうようなことも含めて複数で、行かざるをえないっていうふうな時とかにもしかしたら活用させていただける部分があるのかなと思ったりもしますが、他の方には何かご質問とかありますか。いかがでしょうか。よろしいですかね。

また、すぐ何か思い出し思いついたら仰っていただければと思いますが、予定されていた議事内容はこれで、終わらせていただくようになろうかと思えます。

私が把握している範囲ですけど、もしよろしかったら、ご意見ちょうだいしないと記憶している委員さんにも、今年度最後ということですので一言感想でもいただければと思うのですが、それでは佐藤委員、何かございましたら。

【佐藤委員】

はい。今日はありがとうございました。

日中サービスのことなのですけれども、対象の事業所とか、グループホームや、またこの調査などをされたときの、それが終了した時の開示などはどういうふうになっているのかなっていうのがちょっと、疑問だったのですがいかがでしょうか。

【岩崎会長】

はい。事務局の方ではいかがでしょうか。

【事務局(障害者支援課)】

ご回答いたします。事業者名簿等は埼玉県庁の私ども障害者支援課のホームページに実績公開しております。

グループホームだけではなくて入所施設とか生活タイプとかいった日中事業所部分を含めて、公開しております。

いろんな調査とかで通じた情報に関しては、事務事業の情報ということになりまして、こちらについては原則非公開の扱いということになりますのでご了解いただきたいと思います。

【佐藤委員】

はい。わかりました。ありがとうございます。

【岩崎会長】

はい。でも何らかの形で県の方は首長さんからそういった情報は収集集約されるというふうなことでしょうけども。

ありがとうございます。

そういうことで、他に何か、あの時ちょっと発言できなかったけどもこのことだけはとか、もう、多分今年度最後ということございますので、皆さん集まっている機会に、少しこのことをお伝えしときたいとかっていうふうなことございましたら、いかがでしょうか。はい、亀岡委員どうぞ。

【亀岡委員】

はい。この協議会自体のことなのですけども、昨年度と今年度と1回ずつしか会議がなくって、その前も2回、私になる前なのですけども今まで2回って聞いていたのですけれども、十分に協議するのに、ちょっと時間や回数が少ないのかなと思うのですけれども、そのあたりは来年度からどうお考えでしょうか。

【岩崎会長】

それを、はい。事務局なにか、はい。

【事務局(障害者支援課)】

はい。そうですね2回位を目途に開催するというところでお願いしているところ、コロナ業務などでなかなか開催がちょっと難しくなってしまうして、去年今年と年1回しか開催できなかったことを申し訳ないと思っております。

次回以降、引き続き、会議が活性化するように努めて参りたいと思いますので、ご理解いただければと思います。

【亀岡委員】

よろしく申し上げます。

【岩崎会長】

はい。多分、亀岡委員と同じように思っっちゃう委員多いのではないかと、率直にそう思うのですけど、私自身も、やっぱり引き受けさせていただいて任期は長かったですけど、あまり会議開催が少なく、ちょっと何の役にも立たなかつ

たかなってというふうな気持ちもあつたりします。ぜひ今後の県の協議会の、活性化というふうなことは、お願いできたらというふうに思いますけども。他には皆さんの方からいかがでしょうか。よろしゅうございますか。それでは、あとは事務局の方から何か追加でございましたら

【事務局(障害者支援課)】

はい。実は古澤委員の方から、もう一つ意見をもらっておりまして、代読させていただきます。

障害者雇用の代行の記事というのが1月上旬に新聞等であつたかと思えます。法律で義務づけられた障害者雇用のめぐって、企業に貸し農園など働く場を提供して、就労希望する障害者を紹介してこれを事実上代行するビジネスというのが、非常に免増していて、それを厚労省の方が調べていくということで埼玉県の方でも何ヶ所か、あるというような形だと思ふのですけども、これについて今後、本協議会でも取り下げていくべきなのではないのかというようなご意見をいただいております。

こちらについては、県の方の所管がちょっと産業労働部という形になっておりますので、いただいた意見を、産業労働部の方と共有させていただきたいと考えているところでございます。以上でございます。

【岩崎会長】

はい。ありがとうございます。何かそのことで、ご意見おありの方いらっしゃいますか。

先ほどのグループホームのこともそうですけど、いろんなこと考える方がいらっしゃるとつくづくそう思いますよね。

だから、私は障害、福祉の報酬改定のアドバイザーもやっていますが、厚生労働省の方たちはそれそういったところ、企業さん、要はその利益重視で参入してくる事業さんたちをできるだけ、排除したいって考えて、一生懸命調べたり、その裏を書こうとされていたりしてらっしゃると思うのですけど。でも企業さん、本当に次から次へ、抜け道を見つけて、そういう形で参入されてこられても、すべての企業さんが悪い法人いうかねそういう状態であるわけでもないで、それがまた偏見繋がってしまうのは避けるべきですけども、でも、利用者さんにとって、よりよいサービスっていうのが提供されるような状況になればいいなと思えます。

協議会もそういったところを目指して、やっていることなのじゃないかと思えますので。他には何かございますか。よろしいでしょうか。それでは事務局の方に進行を戻します。